

仕 様 書

1 業務名

新愛知県がんセンターPFI アドバイザリー業務

2 事業概要

愛知県(以下「県」という。)では、新愛知県がんセンターの整備等を予定している。本整備等に当たり、民間事業者のノウハウやアイデア等を活用するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI 法」という。)」に基づき、設計・建設・維持管理及び運営業務を行う。

本業務は、策定済みの「新愛知県がんセンター基本構想」「新愛知県がんセンター整備基本計画」を前提に、県が PFI 手法を導入して実施する「新愛知県がんセンター整備等事業」(以下「本事業」という。)について、事業スキームの確定から、実施方針の公表、事業者選定、契約の締結までに必要となる各種検討及び資料等の作成を行い、本事業を担う民間事業者の募集・選定プロセスの的確な推進を支援することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日の翌日から 2027 年 3 月 31 日(水)まで

4 業務実施体制

本業務を実施していくための体制は以下のとおりである。

(1) 総括アドバイザー

本事業の総合的な管理と業務に関連する事項等をまとめ、業務の総括を行い、本事業の推進を図るための助言を行う。

(2) 財務アドバイザー

新愛知県がんセンターに係る財務面の現況把握、本事業の収支計画の検討を行うとともに、民間事業者の募集及び選定に係る助言を行う。

(3) 技術アドバイザー

新愛知県がんセンターに係る技術面の現況把握、本事業の要求水準書の検討を行うとともに、民間事業者の募集及び選定に係る助言を行う。

(4) 法務アドバイザー

新愛知県がんセンターに係る法務面の現況把握、民間事業者との契約条件の設定に必要な助言を行うとともに、関連法令等の解釈に関する必要な支援を行う。

5 業務の内容

(1) 施設整備計画追加検討業務

新愛知県がんセンターは都道府県がん診療連携拠点病院及び特定機能病院にふさわしい機能・規模とするほか、研究所を併設する総合がんセンターとしても機能する必要があるため、現地建て替えに当たっては、複雑な工程かつ長期間の工事が見込まれる。そこで、より柔軟で合理的な整備方法も検討する必要があることから、2024年度の「新愛知県がんセンター基本計画等検討業務」での検討をベースに以下について検討すること。

- ① 分割発注の検討
工区を分割した上で、それぞれの工区の整備を別々の事業者が発注する手法を検討すること。また、病院棟に含まれている利便施設等を別棟とするなど、なるべく病院棟整備の負担が大きくなりえない手法も検討すること。
- ② 工期短縮の検討
①の検討を踏まえて、それぞれの工区の整備を同時に進める手法など全体工期の短縮について検討すること。
- ③ 初度医療機器及び諸室等の詳細調査
2024年度に作成した部門計画などを踏まえて、愛知県がんセンターにヒアリングの上、必要となる初度医療機器の数量・仕様・購入費用(大型機器は保守費用も含む)、諸室の数・仕様、部門配置の条件等を精査、整理すること。
- (2) 事業スキームの詳細検討
本事業は、設計・建設に加えて、診療・研究を支える多様な周辺業務の組み合わせになることが想定されるため、以下について検討すること。
 - ① 事業手法、事業期間
(1)での検討を踏まえ、実施可能な事業手法を比較検討して、リスク分担等を含めた適切な事業方法、事業期間を精査して提案すること。なお、事業の対象となる施設を分割して、PFI法に基づく複数の事業を構成することも検討すること。おって、スマート化の推進支援について、本事業の要素とすることを含めて検討すること。また、本検討に際しては、建設・維持管理費を含む県負担を低減させることを十分念頭に置くこと。
 - ② マーケットサウンディングの実施
(1)での検討も含めて、マーケットサウンディングを行い、民間事業者の意見を取り入れながら検討すること。
 - ③ 国内外の病院事業の官民連携(PPP)における先進事例調査の実施
コストの削減、オペレーションの効率化、サービスの質の向上などの観点から、国内外で実践されている病院事業の官民連携(PPP)における先進事例について調査し、事業スキームを始めとする各種の検討に活かすように努めること。
 - ④ MD アンダーソンがんセンターとのパートナーシップの活用
今後協議が予定されているMD アンダーソンがんセンターとのパートナーシップにより得られる支援を、事業スキームを始めとする各種の検討に活かすように努めること。なお、パートナーシップの内容は県とMD アンダーソンがんセンターの間で今後協議していくため、得られる支援内容に応じて柔軟に対応すること。
- (3) 実施方針の作成等
 - ① 実施方針の作成
本事業の事業概要、事業スケジュール及び応募者の参加資格要件、収支計画等を整理し、実施方針を作成すること。
 - ② 実施方針への質問に対する回答
公表した実施方針に関し、民間事業者から提出された質問及び意見を整理し、質問に対しては回答書を作成すること。
- (4) 事業者選定委員会の運営等支援

本事業に係る事業者選定委員会の運営について支援するとともに、委員会資料及び委員会議事録の作成、委員との各種調整を行うこと。

(5) 特定事業の選定及び公表

① VFM の算定

実施方針等を踏まえて VFM 算定条件及び算定過程を精査し、改めて VFM の算定を行うこと。

② 特定事業選定に関する支援

PFI 法第 7 条に基づく特定事業の選定に関する公表文書を作成すること。

(6) 募集書類の作成

① 募集要項の作成

本事業を実施する民間事業者を募集する手続について、本事業の事業概要、事業スケジュール、応募者の参加資格要件・提案書の作成要領、提案金額の算定方法等を整理し、募集要項を作成すること。

② 要求水準書の作成

設計及び建設に係る要求水準並びに供用開始後の運営・維持管理に係る要求水準について、特に民間事業者が主導して運営する部分については民間事業者が創意工夫できるよう性能発注の視点に留意して検討を行い、要求水準書を作成すること。

③ 事業契約書(案)及び基本協定書(案)の作成

実施方針のリスク分担表及び実施方針に対する民間事業者からの質問・意見等を踏まえ、民間事業者の履行業務内容、サービス対価支払、契約の終了及び債務不履行、法令変更及び不可抗力発生時の取扱い等を検討し、事業契約書(案)を作成する。なお、5(2)の検討結果次第では、複数の契約書となる可能性もあることに留意すること。

また、選定された事業者が設立する特別目的会社の設立・出資に関する条件、事業契約締結までの手続等を検討し、基本協定書(案)を作成すること。

④ 審査基準の作成

民間事業者を選定するための審査項目、審査項目ごとの評価の視点・配点、審査方法等を検討し、審査基準を作成すること。

⑤ 様式集の作成

参加資格の確認に関する提出書類及び提案書の様式について必要な記載事項等を整理し、様式集を作成すること。

(7) 募集書類への質問に対する回答支援(2 回)

公募開始時に公表した資料(募集要項、様式集、要求水準書、事業契約書(案)、基本協定書(案)及び審査基準)に関し、民間事業者から提出された質問を整理し、質問に対する回答書を作成すること。また、質問回答後、競争的対話の実施を支援すること。なお、必要に応じて募集書類の修正を行うこと。

(8) 事業者提案の審査支援

応募者から提出された提案書の審査を補助するための資料の作成を支援すること。また、選定委員会における審査結果を踏まえた審査講評の作成支援、選定された事業予定者の提案内容を踏まえた VFM 算定を行い、PFI 法第 11 条第 1 項に基づく公表資料を作成すること。

(9) 契約締結に係る支援

選定された民間事業者と県の契約締結に向けて、事業契約書(案)についての最終的な疑義を調整し、県と民間事業者の契約締結に関する支援を行うこと。

(10) 事業の監視に関する支援

本事業を実施する民間事業者が要求水準書等に従って業務を履行することを担保する仕組み及び要求水準書等に従って業務の履行をしていることを確認する方法について検討すること。

6 成果品

報告書20部(A4判、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本)及び当該報告書の対象書類を電子データで格納したDVD-ROM2枚による電子納品。報告書には以下の書類を含む。また、報告書は必要に応じて分冊にするなど、体裁、形式等は納品時に改めて協議すること。

なお、2025年度末までに、それまでの成果をまとめた中間報告書を提出すること。数量、体裁、形式等は本報告書に準じること。

- (1) 施設整備計画の追加検討に関する書類
- (2) 事業スキームの検討に関する書類
- (3) 実施方針の作成等に関する書類
- (4) 事業者選定委員会に関する書類
- (5) 特定事業の選定等に関する書類
- (6) 募集要項、要求水準書、事業契約書(案)、基本協定書(案)、審査基準に関する書類
- (7) 募集書類の質問に対する回答、競争的対話に関する書類
- (8) 事業者選定等に関する書類
- (9) 契約締結に関する書類
- (10) 事業監視に関する書類
- (11) その他必要な書類

7 留意事項

- (1) 本業務を実施する者(再委託又は下請等の者を含む)は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施工、運営又は管理に関する事業者の選定における応募または参画を禁止する。また、資本関係または人的関係があると認められる者も同様とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、建築設計業務委託共通仕様書(愛知県建設局)を準用するほか、必要に応じて県と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 本業務の進捗については、県と密に連携を取るとともに、進捗状況を確認するための打ち合わせを月2回以上開催すること。
- (4) アドバイザーの配置体制及び業務内容については、本仕様書及び「新愛知県がんセンターPFIアドバイザー業務参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づいて提出した業務実施体制及び技術提案書の内容を遵守すること。なお、業務の再委託については、再委託先の事業者ごとに別途、県からの承諾が必要であること。
- (5) 別途実施される愛知県がんセンターの地方独立行政法人化の検討と連携し、本業務を実施すること。